

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会プロポーザル方式実施規程

(規約第21条第1項関係)

(目的)

第1条 この規程は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約第21条第1項の規定に基づき、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「6市1町」という。）が発注する委託、工事、物品等（以下「委託等」という。）のうち、高度な知識や構想力、専門的な技術力を必要とする委託等の発注にあたり、技術提案を求めることにより、当該委託等に最適な受注候補者を特定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を適用する場合において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、公募型プロポーザル方式とは、プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定（以下「提案指名者」という。）し、提案を受ける方式をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式の対象となる委託等は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要があるもの
- (2) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とするもの
- (3) その他プロポーザル方式により執行することが適当であると会長が認めるもの

(実施要領の作成)

第4条 プロポーザル方式により発注しようとする委託等がある場合、会長は、原則、次の事項を記載した実施要領を作成し、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ

浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の承認を受けるものとする。

- (1) 委託等の目的
- (2) 委託等の名称、履行場所、履行内容及び履行期間
- (3) プロポーザル方式を採用する理由（公募型又は指名型）
- (4) 事業スケジュール（提案採用者の特定までの事務手順等）
- (5) 提案資格、募集期間及び応募方法等（公募型に限る）
- (6) 委託等上限価格又は参考価格（必要に応じて）
- (7) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分、評価点が高点の場合の決定方法等）
- (8) 提案手続（提案内容、提案書様式及び部数、提出方法及び期限、記入上の注意、質疑応答等）
- (9) 選定結果（通知方法、公表事項及び方法等）
- (10) 提案者が一者又はない場合の取扱い（取り止めの有無等）
- (11) その他会長が必要と認める事項
（審査会）

第5条 会長は、前条の規定によりプロポーザル方式の実施を決定したときは、当該委託等の内容に合わせて審査会を設置するものとする。

2 審査会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) プロポーザル方式の実施要領
- (2) 提案指名者の選定
- (3) 提案者の審査及び評価
（委員）

第6条 審査会の委員は、14人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から会長が任命する。

- (1) 当該委託等に関連する6市1町の廃棄物処理所管職員1名、廃棄物処理所管以外の職員1名
- (2) 必要があると認める場合は、学識経験者
- (3) その他会長が必要と認める者

3 審査会に委員長を置き、審査会委員の中から選定するものとする。ただし、廃

棄物処理所管課の長及び職員は除く。

- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。
- 5 委員長及び委員の任期は、当該委託等の契約締結の日までとする。
- 6 委員長は、審査会が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。
- 7 審査会の庶務は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規程第2条の規定によるものとする。

(会議)

第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(提案資格要件)

第8条 プロポーザル方式による提案者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 6市1町いずれかの入札参加資格者名簿に登載された者
- (2) 受注者を決定する日までに、6市1町いずれかの入札参加資格者指名停止措置要領及び入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 第1号の規定は、入札参加資格を有する者が少ない場合又はいない場合

等のほか、入札参加資格の有無にかかわらず、広く提案を求める必要があると認められるときは適用しないものとする。ただし、この場合は、会社の規模、財務状況等について、入札参加資格審査申請に準じた審査を行うものとする。

(5) その他会長が必要と認める事項

(公募型プロポーザル方式の実施)

第9条 会長は、公募型プロポーザル方式の実施をしようとするときは、次に掲げる事項をホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

(1) 委託等の名称、履行場所、履行内容及び履行期間

(2) 事業主体

(3) 事業スケジュール（提案者の特定までの事務手順等）

(4) 提案資格、募集期間及び応募方法等

(5) 委託等上限価格又は参考価格（必要に応じて）

(6) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分、評価点が同点の場合の決定方法等）

(7) 提案手続（提案内容、提案書様式及び部数、提出方法及び期限、記入上の注意、質疑応答等）

(8) 提案者が一者又はない場合の取扱い（取り止めの有無等）

(9) その他会長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第10条 公募型プロポーザル方式において、提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式。以下「参加意向申出書」という。）及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を会長に提出しなければならない。

(提案資格の確認)

第11条 会長は、前条の規定により参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、提案者の資格を満たす者（以下「提案資格者」という。）であるかを確認するものとする。

2 会長は、意向申出者に対し、前項の確認の結果を提案資格確認結果通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 会長は、提案資格者に対し、プロポーザル関係書類提出依頼書（別記第3号様

式。以下「提出依頼書」という。)により提案書(別記第4号様式)の提出を依頼するものとする。

(指名型プロポーザル方式の実施)

第12条 会長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとする場合は、審査会に諮り、提案指名者を選定するものとする。

2 会長は、提案指名者を選定した場合は、プロポーザル参加指名通知書(別記第5号様式)により、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 委託等の名称、履行場所、履行内容及び履行期間

(2) 事業主体

(3) 事業スケジュール(提案者の特定までの事務手順等)

(4) 委託等上限価格又は参考価格(必要に応じて)

(5) 評価方法及び評価基準(評価項目、点数配分、評価点が高点の場合の決定方法等)

(6) 提案手続(提案内容、提案書様式及び部数、提出方法及び期限、記入上注意、質疑応答等)

(7) 提案者が一者又はない場合の取扱い(取り止めの有無等)

(8) その他会長が必要と認める事項

(提案書の提出依頼)

第13条 会長は、前条の規定により提案指名者に対し、提出依頼書により、提出意思確認書(別記第6号様式)及び提案書の提出を依頼するものとする。

2 提案指名者は、提出依頼書において指定する日までに、提出意思確認書を市長に提出しなければならない。ただし、会長が必要ないと認めたときは、省略することができる。

(提案者の特定)

第14条 会長は、公募型プロポーザルによる提案書の提出又は指名型プロポーザルによる提案書の提出があった場合は、審査会に諮り、当該委託等に最も適した提案者を特定するものとする。

2 審査会において、委員長が必要と認める場合は提案者からヒアリングを行った上で、提案書及びヒアリング内容について別に定める評価基準に基づき審査及び評価を行い、最も適した提案者を特定するものとする。

3 会長は、前2項の規定により特定した提案者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった提案者に対し、結果通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（提案資格の喪失等）

第15条 当該委託等の提案資格を有することについて会長の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

（1） 第7条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないものとなったとき。

（2） 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、会長は、当該提案者に対し、プロポーザル参加停止通知書（別記第8号様式）により通知しなければならない。

（特定結果の公表）

第16条 会長は、特定者について、6市1町のホームページ等への記載により公表するものとする。

（その他）

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、平成31年4月1日から適用する。